

# 特別養護老人ホームみろく苑 令和8.4.1～

## 月額料金早見表 (30日計算)

介護保険適用となる費用	日毎算定 ※1	施設介護サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		日常生活継続支援加算(I)	589	659	732	802	871
		夜勤職員配置加算(I)イ	36	36	36	36	36
		日毎算定費用計 (1ヶ月(30日)あたり)	22	22	22	22	22
	月毎算定	科学的介護推進体制加算(II)	647	717	790	860	929
		生産性向上推進体制加算(II)	50	50	50	50	50
	月毎算定費用計		10	10	10	10	10
	日毎算定+月毎算定合計 (1か月(30日あたり))		60	60	60	60	60
	介護職員等処遇改善加算(I)※2 上記日毎算定+月毎算定合計×14.0%		19,470	21,570	23,760	25,860	27,930
	<b>A 介護保険適用費用月額※3</b>		2,726	3,020	3,326	3,620	3,910
		<b>22,196</b>	<b>24,590</b>	<b>27,086</b>	<b>29,480</b>	<b>31,840</b>	

※1 初回利用時のみ30日を限度として『初期加算』(30/日)を算定いたします。  
 ※1 入所時に一度だけ『安全対策体制加算』(20/回)を算定いたします。  
 ※1 要件をみだす場合『若年性認知症利用者受入加算』(120/日)を算定する場合がございます。  
 ※1 利用期間中に外泊される際、月に6日を限度とし外泊時加算(246/日)を算定する場合がございます。  
 ※1 療養食(該当者のみ)を提供する際、療養食加算(6/回)を算定いたします。  
 ※2 介護職員等処遇改善加算は目安となります。(加算により変動いたします)  
 ※3 『介護保険適用費用月額』の負担割合は、所得に応じて1割、2割、3割の負担段階が決定されます。

食費・居住費	日毎算定	食費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
		個室居住費	300	390	650	1,360	1,445
		多床室居住費	380	480	880	880	1,231
	食費・居住費(個室)合計		0	430	430	430	915
	<b>B-① 月額(30日計算)</b>		680	870	1,530	2,240	2,676
<b>B-② 月額(30日計算)</b>		(20,400)	(26,100)	(45,900)	(67,200)	(80,280)	
C その他の費用	日用品費		実費				
	行事等活動費		実費				
	医療費(治療及び健康診断料)		実費				
	理美容代	散髪代 顔そり代	1,500円 500円				

※A(介護保険適用費用月額)+B(食費・居住費の月額)+C(その他の費用)=月額料金となります。

※Bは①(個室)、②(多床室)のどちらかを算定いたします。

月額料金目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	個室	42,596	44,990	47,486	49,880	52,240
	多床室	31,196	33,590	36,086	38,480	40,840
第2段階	個室	48,296	50,690	53,186	55,580	57,940
	多床室	31,196	33,590	36,086	38,480	40,840
第3段階①	個室	68,096	70,490	72,986	75,380	77,740
	多床室	54,596	56,990	59,486	61,880	64,240
第3段階②	個室	89,396	91,790	94,286	96,680	99,040
	多床室	75,896	78,290	80,786	83,180	85,540
第4段階	個室	102,476	104,870	107,366	109,760	112,120
	多床室	92,996	95,390	97,886	100,280	102,640

### [利用者負担段階]

第1段階＝世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方

第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方

第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方

第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の方

第4段階＝市町村民税課税者が世帯にいるか、本人が市町村民税課税者の方(44,400円)

第4段階＝年収入額が約770万円超約1,160万円未満の方(93,000円)

第4段階＝年収入額が約1,160万円以上の方(140,100円)

第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：1割負担は年金収入年額280万円未満

第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：2割負担は年金収入年額280万円以上340万円未満

第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：3割負担は年金収入年額340万円以上